

平成29年度境港市介護保険運営協議会（第2回） 会議録

■ 日 時：平成29年8月2日（水）午後2時20分～2時40分

■ 場 所：境港市役所 第一会議室

■ 日 程

1 開会

2 運営協議会の運営について

（1）会長あいさつ

3 協議事項

（1）介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス事業所の指定について

（2）地域密着型サービス事業者の指定について

4 その他

5 閉会

■ 出席者（敬称略）

（委 員） 足田京子、市場美帆、伊東征子、稲賀 潔、遠藤 勲、
鷓鴣一輔、高木敏行、高松武美、山本英輔、渡邊はるみ

（事務局） 伊達 憲太郎（福祉保健部長）、佐々木真美子（長寿社会課長）
竹内 真理子（地域包括支援センター所長）
真木 由紀子（長寿社会課高齢者福祉係長）
井上 千恵（同介護保険係長）

（傍聴者） 2名

■ 会議録（要旨）

1 開会（佐々木長寿社会課長）（14:20）

2 運営協議会の運営について

【事務局】 それでは、第2回境港市介護保険運営協議会を開催する。

ここで、お断りを一言。

本日は、協議事項として1件、「介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型・通所型サービス事業所の指定について」ということで、ご案内をしていたが、7月31日に、ご審議いただかなければならない案件が1件、持ち込まれた。この案件は、今月中にご審議いただければよいものだが、忙しい皆様にも再度お集まりいただくのもご迷惑になるのではと考え、急遽、本日の協議事項に加えさせていただいた。

本日は全委員にご出席いただいている。

設置要綱第6条第2項の規定により委員の半数以上の出席があるので、この会議が成立していることを報告させていただく。

3 協議事項

（1）介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス事業所の指定について

（2）地域密着型サービス事業者の指定について

【会 長】 日程3の協議事項「介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型・通所型サー

ビス事業所の指定について」と「地域密着型サービス事業所の指定について」関連するので、一括して事務局から説明をお願いします。

【事務局】(1) 介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型・通所型サービス事業所の指定について

介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスの事業所 1 件、通所型サービスの事業所 1 件の指定申請が出ている。

資料 1 ページ、始めに「訪問型サービス」の事業所については、米子市にあるヘルパーステーション・ハッピー米子。

この事業所は、前回 5 月に開催した第 1 回の運営協議会で指定の承認をいただいたところだが、本事業所の事業主体である株式会社ハピネライフケアが、今年 9 月 1 日付けで三重県津市に本社を置く株式会社ヘルスケア光と合併し、株式会社ハピネライフ光となることから、事業所も新規事業所として申請があったもの。

指定の基準となる人員基準については、訪問介護職員、サービス提供責任者、管理者ともに基準を満たして配置される。

設備については、同法人が運営するサービス付き高齢者向け住宅「白鳳」内に事業所を設置している。運営基準については、利用者と締結する契約書、重要事項説明書にもサービス計画の作成、サービス内容、事業所の運営体制等が記されている。

続いて、資料 3 ページ、通所型サービスの事業所指定について。

市内明治町に新規開設した「デイサービスセンター健康塾境港校」で、事業主体は合同会社 健康塾。

合同会社 健康塾は米子市で通所介護事業所を運営しているが、8 月 1 日付けで米子市の事業所をサテライト型に切り替え、境港市に新たに通所介護事業所を開設し、介護保険の通所介護、介護予防通所介護の指定を受ける。

総合事業対象者の利用も受け入れるということで、今回の指定申請となった。

定員は 19 名、サービス提供時間は午前 9 時から午後 5 時までの 1 単位。

人員基準については、介護職員・看護職員・生活相談員・機能訓練指導員及び管理者が基準を満たして配置されている。

このうち管理者と生活相談員は兼務で配置となっている。

続いて、資料 4 ページ、設備基準について、資料の食堂及び機能訓練室の数「8」を「1」に訂正をお願いしたい。

基準について、食堂及び機能訓練室は利用定員から 57 m²以上を必要とするが、59.598 m²となっている。

静養室は機能訓練室と兼用で静養スペースとして設置している。

相談室と事務室は兼用で、相談室は事務室内にカーテンで仕切り、相談スペースとして設けている。

運営基準についても、資料にあるとおり確認した。

(2) 地域密着型サービス事業者の指定について

資料の1ページで、この度事業所指定の申請があったハピネリハビリテーションは、平成28年4月の小規模通所介護事業所の地域密着型通所介護移行により境港市のみなし指定を受けている事業所である。

この事業所は、リハビリテーションを主とした短時間のデイサービスを提供している。このみなし指定については、1ページ下部にあるように制度改正前から利用していた方が引き続き利用できるようにするための指定。

この事業所の事業主体である株式会社ハピネライフケアが、平成29年9月1日付けで株式会社ヘルスケア光と合併し、株式会社ハピネライフ光となることに伴い、みなし指定が受けられなくなるが、この事業所には、境港市を保険者とする利用者が1名いるため新規事業所として指定申請をされた。

今後、事業所在地である米子市に協議し、許可を得ることができれば指定することができる。

この事業所の運営状況は2ページで、人員基準については、介護職員・看護職員・生活相談員・機能訓練指導員及び管理者が基準を満たして配置されていることを確認している。

このうち看護職員と機能訓練指導員、管理者は機能訓練指導員と兼務で配置されている。つづいて設備基準については、54㎡以上なければならない食堂及び機能訓練室は107.7㎡ある。また、静養室・相談室も備えている。運営基準については、職員研修の定期的な実施、その他消防計画や苦情処理体制なども確認している。

【会長】ただ今、「(1) 介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型・通所型サービス事業所の指定について」及び「(2) 地域密着型サービス事業所の指定について」の説明があったが、ご質問・ご意見等があれば、お願いします。

【委員】協議事項(2)2ページの(2)看護職員の配置について、小規模デイサービスでは看護師の配置はいらぬのではないかと。

【事務局】定員によるが、看護師が機能訓練指導員として5名の配置となっている。

【会長】他にご意見はないか。

ご意見等がないようなら、「介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型・通所型サービス事業所の指定について」並びに「地域密着型サービス事業所の指定について」ご承認いただけるか。

【委員】(承認)

4. その他

【会長】それでは、日程4「その他」に移るが、事務局から何かないか。

それでは全ての日程が終了したので、これで本日の会を閉会とする。